

飯田市議会業務継続計画 (議会BCP)

令和4年5月

(令和4年6月17日一部修正)

(令和4年11月14日一部修正)

(令和5年5月2日一部修正)

(令和7年4月3日一部修正)

長野県飯田市議会

目 次

1. はじめに	1
2. 業務継続計画の必要性和目的	1
3. 災害時の議会及び議員の行動指針	1
(1) 議会の行動指針	1
(2) 議員の行動指針	1
4. 災害時等における市と議会の関係	2
5. 想定する災害	2
6. 地震風水害等に係る業務継続の体制及び役割	3
(1) 議会の体制について	3
① 飯田市議会災害対策会議の設置	3
② 災害対策会議の構成	3
③ 部会及び特別委員会の設置	3
④ 所掌事務	4
⑤ 情報の共有及び協議・調整の場	4
(2) 議会・議員等の役割について	4
① 議会の役割	4
② 議長の役割	5
③ 議員の役割	5
④ 議会事務局の役割	5
7. 災害発生時の対応	6
(1) 災害発生時に応じた議員の行動基準	6
① 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合	6
② 災害が会議時間外（土曜、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合	6
③ 議員が市内にいないときに災害が発生した場合	6
(2) 災害発生時に応じた職員の行動基準	6
① 災害が勤務時間（8時30分から17時15分）内に発生した場合	6
② 勤務時間外に発生した場合（平日夜間のケース）	6
③ 災害が休日（土日、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合	7
④ 災害時における配備計画	7
ア 配置計画	7
イ 行動計画（非常時優先業務）	7
(3) 議員への安否確認方法	8
① 会事務局の情報通信端末が使用できる場合	8
② 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合	8
(4) 職員の安否確認事項	8
(5) 行動時期に応じた活動内容	8
① 行動形態	10
② 行動基準	11
③ 議員の参集方法	13
8. 議会BCPを効果的・効率的に運用するための環境整備	15
(1) 通信手段の確保	15
(2) 会議等の代替施設の確保	15
(3) 備蓄品の確保	15
(4) 議会防災訓練の実施	15
9. 感染症に係る業務継続の体制	16
(1) 感染症に係る考え方	16
(2) 感染防止に係る業務継続の体制	16
(3) 議会・議員等の感染症対策	16
① 議会及び議員・議会事務局職員の対応	16

② 傍聴者への対応	16
(4) 審議を継続するための環境整備	16
10. 議会事務局における業務継続のための業務仕分け	17
11. 議会BCPの見直し	18

添付様式

- ・議員安否確認表
- ・議員・議会事務局職員健康状態確認表
- ・情報収集連絡表
- ・健康観察表（参考様式）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染に関する報告書（参考様式）

1. はじめに

近年の豪雨災害は、その規模と破壊力において、地域社会にとって大きな脅威となってきたおり、本市においても、昭和 58 年の豪雨災害以降、地域社会に重大な影響を及ぼす規模の災害は、発生していないものの、線状降水帯の発生などにより、いつ発生するともわからないのが現実である。

また、地震災害において南海トラフ巨大地震は、今後 30 年以内の発生確率が 70 パーセント以上とも言われ、伊那谷直下型地震においても、甚大な被害の発生が懸念されている。更には、自然災害以外にも様々な危機管理事案の発生が考えられる。

令和 2 年 1 月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、全世界に拡大するとともに、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、議事・議決機関である市議会の活動をも制限する事態となった。

2. 業務継続計画の必要性和目的

大規模災害などの非常事態においても、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会は、迅速で正確な意思決定が求められる。多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、これまで別々に策定されていた「飯田市議会災害等対応指針」「飯田市議会災害時等行動マニュアル」「飯田市議会新型コロナウイルス感染症対応計画」及び「飯田市役所における B C P（議会事務局のみ）」を統合化し、新たに、必要となる事項等を追記した「飯田市議会業務継続計画」（以下「議会 B C P」という。）を策定する。

3. 災害時の議会及び議員の行動指針

（1）議会の行動指針

議会は、議決機関として、予算、決算、条例、重要な契約などについて、市の団体意志を決定するとともに、執行機関側の事務執行状況をチェックし、また、市の重要な政策形成過程において、地域性や市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っている。

議会は、大規模な災害等が発生した非常事態においても、議会活動の機能を停止することなく、定足数に足りる有効な議決ができる会議を開催する中で、議会としての機能を維持しなければならない。そのためには、様々な事態を想定して、対応できる体制を整えておく必要がある。加えて、復旧・復興においても住民の代表機関として責務と役割を担うこととなる。

（2）議員の行動指針

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本となる。一方、災害発生時には、地域の一員として被災した市民の救援や救護などの初動対応や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割を求められる。

このように、議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分認識するとともに、地域の活動などにも参加する役割を担っている。

4. 災害時における市と議会の関係

災害時には、災害対応に実質的且つ主体的に当たるのは危機管理室をはじめとする執行機関側であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。よって、議会は、議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することになる。

特に災害の初動期において、執行機関側は、職員による災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員による情報収集や要請行動については、状況と必要性を見極め、執行機関側への配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である行政監視牽制機能と議決機能を適正に行行使するためには、必要で正確な情報を迅速且つ早期に収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可欠である。そのため議会と執行機関は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たらなければならない。

このほか、災害時においては、議会運営に限らず、災害発生時における被災した市民への対応として、「情報の伝達・広報」「市民からの要望の取りまとめ」など、危機的状況であるからこそ、市民と行政をつなぐ「市民と歩む議会」としての役割を果たしていくことが極めて重要である。

5. 想定する災害

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、災害対策基本法に基づき、飯田市災害対策本部が設置される災害配備基準を概ね準用する。

災害種別	災 害 基 準	市の職員の 配備計画
地 震	・長野県南部で震度5強の揺れを観測したとき	第2配備態勢（全正規職員）
	・長野県南部で震度6弱の揺れを観測したとき	第3配備態勢（会計年度含む全職員）
風水害	・土砂災害警戒情報が発令され、災害発生の恐れが極めて高いとき ・小・中規模な災害が発生したとき ・ウェザーニューズの水防体制レベル4以上が予想されるとき ・積雪深40センチ以上が予想されるとき	第1配備態勢（議会事務局内は、局長・次長・庶務係長のみ）
	・大規模な災害が発生又は発生する恐れがあるとき ・ウェザーニューズの防災体制レベル5が予想されるとき	第2配備態勢（全正規職員）
	・大規模土砂災害が発生又は発生が予想されるとき ・特別警戒が発生されたとき ・大規模な避難行動が必要になる又は予想されるとき ・業務の遂行に支障が出る恐れがあるとき	第3配備態勢（会計年度含む全職員）

その他	上記自然災害のほか、事件・事故による大規模災害、新型インフルエンザや新型コロナウイルスをはじめとした感染症、原子力災害、大規模なテロなどによる大きな被害が発生した場合、又はその恐れがあるとき	
-----	---	--

6. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び役割

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議決機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。この初動体制を迅速かつ的確に取ることが議会機能の維持にとって重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。また、この業務継続体制は、議会と議会事務局の双方において、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

(1) 議会の体制について

① 飯田市議会災害対策会議の設置

- ・議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したとき、又は飯田市災害対策本部等が設置されたときには、飯田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、市議会の災害等の対応に関する事務を統括する。
- ・上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、災害対策会議を設置することができる。
- ・議長は、通常の議会機能が回復したときは、災害対策会議において議会活動を開始することについて協議し、災害対策会議を解散する。飯田市災害対策本部等が解散したとき、又は議会内に特別委員会が設置されたときも同様とする。

② 災害対策会議の構成

- ・災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長及び全ての会派代表者をもって構成し、会議は議長が招集する。
- ・議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- ・副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。
- ・議長の職務代理者は、副議長、議会運営委員長、常任委員長、会派代表者の順とする。
- ・議員の改選期において、議会構成が決まらない時期に災害が発生し、災害対策会議を設置する必要が生じた時は、議会事務局長が、会派代表者又は在籍年数の長い議員を数名招集し、議員相互の協議により対応を決定する。

③ 部会及び特別委員会の設置

- ・災害対策会議には、常任委員会単位の部会を置くことができる。
- ・部会は、災害等に関連し所管する事項について、災害状況に応じた情報収集を行うとともに、飯田市災害対策本部等への提言について取りまとめる。
- ・部会は、復旧・復興等に必要な施策、国、県関係機関に対する要望事項等を調査し取りまとめる。
- ・議会において、特別委員会が設置されたときは、各部会の検討経過等を引き継ぎ、調

査結果を市へ提言する。

④ 所掌事務

- ・災害対策会議の運営に関すること
- ・議員の安否に関すること
- ・議員の参集に関すること
- ・本会議、委員会等の開催に関すること
- ・本会議、委員会等の協議事項に関すること
- ・災害情報の収集などに関すること
- ・市の災害対策本部等との連携・協力に関すること
- ・国・県・関係機関等への要望等の調整に関すること
- ・その他、防災対策に必要とされること

⑤ 情報の共有及び協議・調整の場

災害対策会議は、議会、議員及び市の災害対策本部等の間において、情報の共有や協議・調整を行うため、必要に応じて議長に全員協議会の開催を要請することができる。

災害種別	設置・解散の時期	設置場所	議員の参集時間	会議運営
・地震 ・風水害 ・その他	市災害対策本部の設置後、速やかに議長が災害対策本部の設置の可否を決定 市災害対策本部の解散をもって解散 議会機能が回復したとき、議会内に特別委員会が設置されたときも同様に解散	本庁舎が被災していない場合は、議会棟内の会議室	議長から参集場所の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	会議の進行は、副議長が行う 協議事項は、議長が最終決定

(2) 議会・議員等の役割について

① 議会の役割

- ・災害が発生したときは、災害対策会議を設置し、市の対策本部等が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるよう、必要な協力と支援を行う。
- ・議員から提供された地域の被災状況等の情報を災害対策会議で集約し、市の災害対策本部等に提供する。
- ・地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、災害対策会議で調整を行い、市の対策本部に対して提言、要望等を行う。また、国、県及び関係機関等に対して、適時適切な要望活動を行う。この場合、広域的な視点に立って、関係自治体の議会と十分に連携を図る。
- ・復旧・復興に向け、必要な条例や予算等を速やかに審議する。

② 議長の役割

- ・議員の安否を確認するとともに、必要に応じて災害対策会議を設置し、議会として業務が継続できる体制を整える。
- ・市の対策本部等及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡・連携を図る。

③ 議員の役割

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、安全が確保された段階で、次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場を踏まえて、市の対策本部及び災害対策会議の設置の有無にかかわらず、市及び議会における公式な発令や発表等がされたこと以外については、市民等に対する発言には慎み、活動に当たる。

- ・災害対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一人として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に参加する。
- ・地域活動などを通して、市が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- ・災害対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- ・災害対策会議の議員は、会議が設置された場合には、上記にかかわらず災害対策会議の任務に当たる。
- ・全議員が、携帯電話など情報端末機器のチャット機能を活用し自身の安否等について、議会事務局へ報告する場合は次のとおり。

▽市内で震度５強以上の地震が発生したとき

▽市からの情報により、市災害対策本部の設置を知ったとき

④ 議会事務局の役割

- ・議会ＢＣＰの対象とする災害等が発生し、又は発生が見込まれる場合、議会事務局の職員は、次により必要な初動対応に当たる。

勤務時間内	平日の勤務時間外、休日等
・自身の安全の確保 ・来庁者の避難誘導 ・議員の安否確認 ・議会棟の施設及び設備の被害状況の確認 ・災害対策会議の設置・運営準備	・自身と家族の安否及び居住等の被災状況の確認 ・議長及び副議長の安否確認及び住居等の被災状況の確認 ・議会事務局職員の安否及び住居等の被災状況の確認 ・議会事務局及び市の災害対策本部への参集 ・議員の安否及び住居等の被災状況の確認 ・議会棟の施設・設備の被害状況の確認 ・災害対策会議の設置・運営準備

- ・災害対策会議が設置されたときは、事務局として会議の運営を支援する。
- ・議会事務局の災害対応に関する事務は、議会事務局長が総括する。職務代理者の順は、議会事務局長、議会事務局次長、議会事務局次長補佐、議事係長とする。
- ・議会事務局長は、市の災害対策本部の構成員であることから、災害対策本部からの情報を、事務局を通じて議員に伝達するとともに、議会災害対策会議の取組状況を必要に応

じて、市の災害対策本部において報告し、相互の連携強化に努める。

7. 災害発生時の対応

(1) 災害発生時に応じた議員の行動基準

①災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

- ・議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、避難誘導その他の安全確保のための指示をするものとする。
- ・議員は、速やかに自身の安全を確保し、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に家族の安否確認を行うとともに、災害対策会議の委員長から今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

②災害が会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合（議員が市内にいる状況）

- ・議員は、速やかに自身の安全を確保し、家族の安否確認を行うとともに、被災者がある場合には、その救出・支援を行う。
- ・災害対策会議の議員は、議会事務局へ安否の報告を行い、参集し災害対策会議の任務に当たる。その他の議員については、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報を収集に当たる。

③議員が市内にいないときに災害が発生した場合

- ・議員は、速やかに自身の安全を確保し、家族の安否の確認を行うとともに、市内へ戻る。災害対策会議の議員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、参集し災害対策会議の任務に当たる。
- ・その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、速やかに市内に戻り、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

(2) 災害発生時に応じた議会事務局職員の行動基準

①災害が勤務時間（8時30分から17時15分）内に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに身の安全を確保し、非常時の優先業務に当たる。

【本会議又は委員会開催中】

- ・本会議又は委員会開催中においては、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導にあたり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、議員安否確認表を活用して迅速に行う。

【休会又は閉会中】

- ・休会又は閉会中においては、来庁議員の安否確認を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、非常時優先業務を行う。

②勤務時間外に発生した場合（平日夜間のケース）

- ・議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、災害時の配備基準に従い、指定された場所へ参集し非常時優先業務に当たる。配備基準外の議会事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保する。

③災害が休日（土曜、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合

- ・議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、災害時の配備基準に従い、指定された場所へ参集し非常時優先業務に当たる。
- ・配備基準外の議会事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保するとともに、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

④災害時における職員の配備計画等については、次のとおり。

ア 配備計画

[風水害等における対応参集基準]

配備計画	発令基準	配備職員	配備場所等
第1 配備態勢	① 「長野県南部」震度4以上の揺れを観測したとき ② 土砂災害警戒情報が発令され、災害の発生の恐れが極めて高いとき ③ 小・中規模な災害が発生したとき ④ ウェザーニューズのリスクスケール4が予想されるとき ⑤ 積雪深 40cm が予想されるとき	・ 事務局長（本部員） ・ 事務局次長（議会班班長） ・ 調査係長（本部連絡員）	・ 議会事務局又は災害対策本部 ・ 議会事務局 ・ 議会事務局又は災害対策本部
第2 配備態勢	① 「長野県南部」震度5強の揺れを観測したとき ② 大規模な災害が発生又は発生する恐れがあるとき ③ ウェザーニューズのリスクスケール5が予想されるとき	全正規職員	【災害対策本部】 事務局長：本部員 庶務係長：本部連絡員 【議会事務局】 本部職員以外の職員
第3 配備態勢	① 「長野県南部」震度6弱の揺れを観測したとき ② 特別警戒が発生したとき ③ 大規模土砂災害が発生又は発生が予想されるとき ④ 大規模な避難行動が必要なとき ⑤ 業務の遂行に支障が出る恐れがあるとき	会計年度職員を含む全職員	同上

イ 行動計画（非常時優先業務）

飯田市及びその周辺地域において、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合で、飯田市が第1又は第2配備を発令したときは、以下により各議員へ連絡を行うこととする。また、議会の災害対応に関し、必要な補助活動を行う。

（議員の安否確認と情報提供）

- ・議会班班長は、第1配備が発令されたときは、正副議長に報告し、その後、市の災害対策本部から提供された情報についても逐次報告する。市の災害対策本部から提

供された情報については、全議員に一斉メールないし、チャット等にて状況を報告する。

- ・第2配備が発令されたときは、全議員に一斉メールないし、チャット等にて状況を報告するとともに、議員の安否及び所在を確認する。
- ・議長から議会内に災害対策会議を設置する旨の指示があった場合には、関係する議員へ連絡を行うとともに、必要な事務を補佐する。

(各部の応援態勢及び災害視察対応)

- ・市の災害対策本部から各部へ応援要請があった場合は、各議員との連絡要員及び災害対策会議の事務を補佐するために必要な職員を確保したうえで、応援体制に入るものとし、応援体制が終了した場合には、直ちに議会班の任務に復帰する。
- ・市の災害対策本部から、災害視察対応要請があった場合には、議長の指示のもと、必要な事務を補佐する。

(3) 議員への安否確認方法

①議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

チャット機能により安否確認を行うことを基本とするが、議会事務局のパソコンなどから議員の携帯メール・パソコン等端末に一斉送信をしても返信のない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。正副議長の場合は、直接電話により安否確認を行うとともに指示を受ける。

②議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

議会事務局職員のタブレット端末や携帯電話などから、チャットを活用し安否確認を行う。また、議員からの伝言ダイヤルの録音により安否を確認する。

(4) 議員の安否確認事項

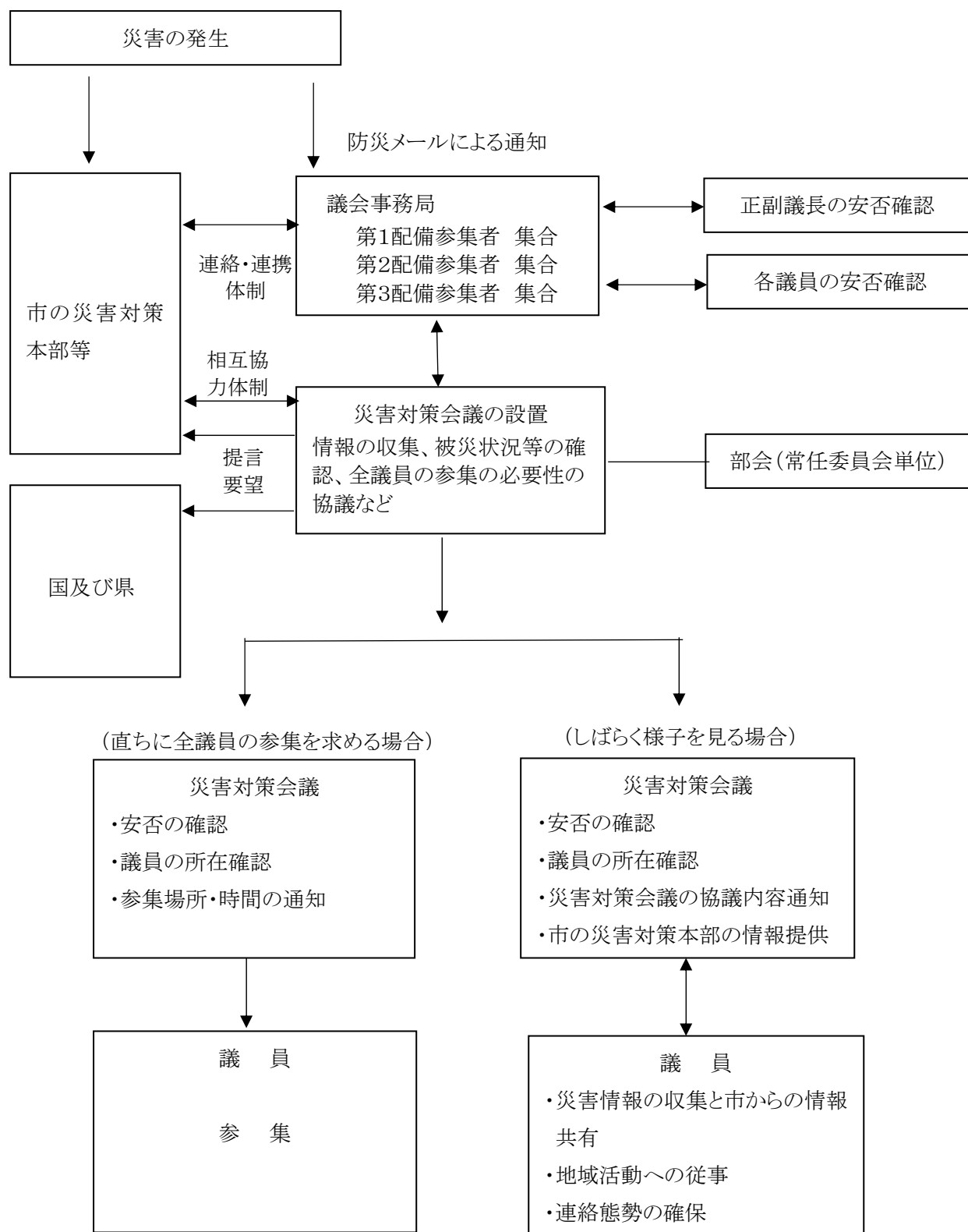
議員安否確認表に基づき、次の内容を確認する。

- ・議員とその家族の安否状況
- ・議員の所在地
- ・議員の居宅の被害状況
- ・議員の参集の可否と参集可能な時期
- ・議員の連絡先（家族などの連絡先）など

(5) 行動時期に応じた活動内容

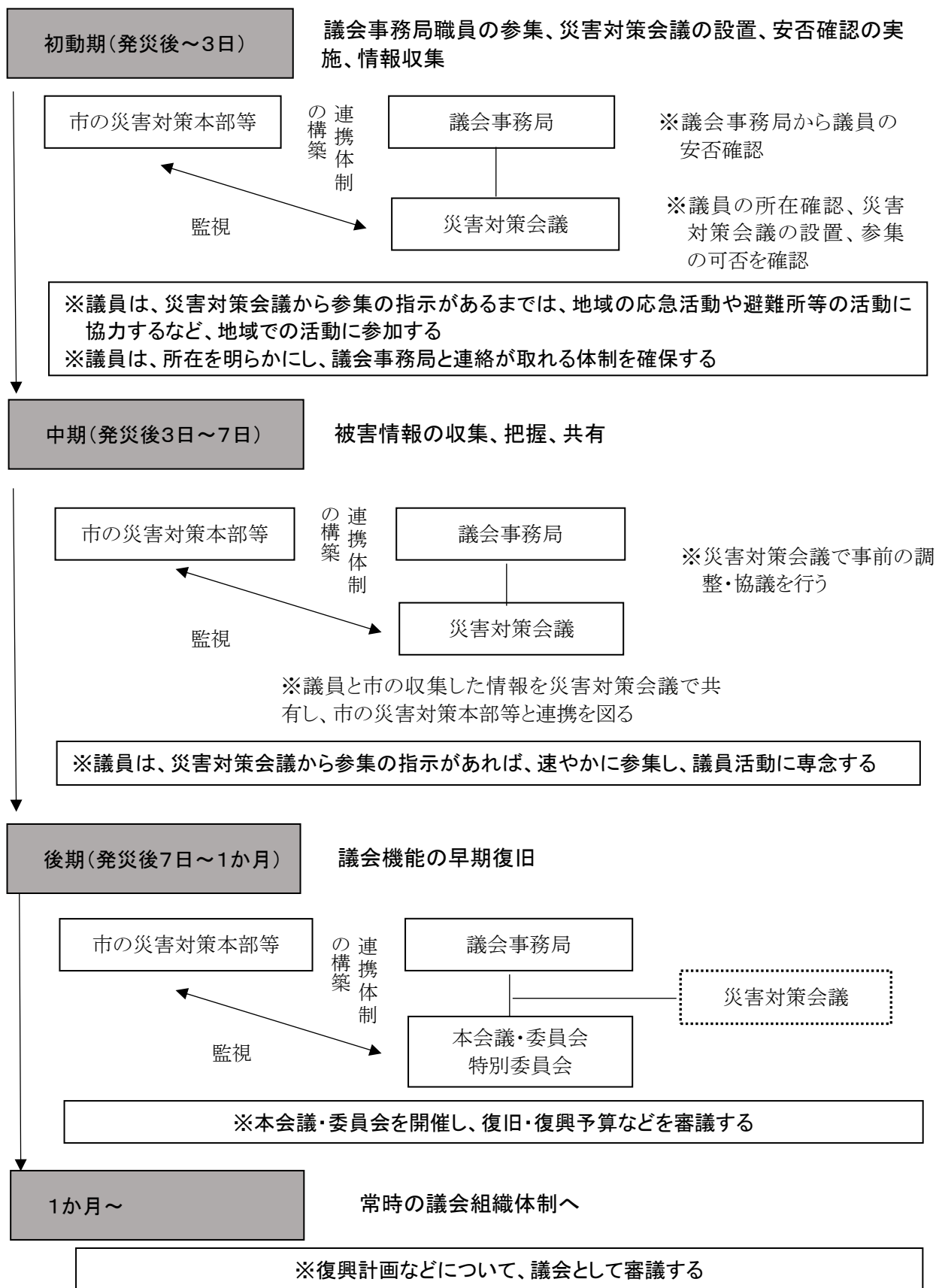
災害時においては、被災からの時期に応じて求められる行動や役割が大きく変化することから、それぞれの時期（初動期、中期、後期）に応じた行動形態や行動基準を定めることが重要である。なお、後期から平常時に移行していく段階では、災害の程度に応じて市において復興計画の策定が想定されるが、当該計画については、議会の責任を明確にする観点からも、議会の議決に付すべき事件に加えるなどの検討が必要と思われる。

(災害時の議会・議会事務局の行動の流れ)



① 行動形態

(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動形態)



② 行動基準

地震編

(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動基準)

時 期	議会事務局職員の行動	災害対策会議の行動	議会・議員の行動
【初動期】 災害発生直後) 24 時間	・災害情報の確認 ・自身と家族の安全確保 ・第1 配備、第2 配備、第3 配備態勢による職員参集 ・議会棟における被災状況の確認 ・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・災害対策会議の設置 ・事務局内の情報端末機器の確認 ・市との連絡体制確保 ・電気・水道の確認 ・交代体制の確認	・災害対策会議の設置 ・災害関係情報の収集 ・市の災害対策本部との連携	・自身と家族の安全確保 ・事務局へ安否報告
24 時間) 48 時間	・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・議場、委員会室などの被災状況の確認 ・議場、委員会室の放送設備の確認 ・災害対策会議の運営 ・災害関係情報の収集 ・報道対応	・議員の安否などの情報整理 ・情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・市の災害対策本部との情報の共有	・災害対策会議から指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの参加
48 時間) 72 時間	・災害対策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理・発信	・情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・市の災害対策本部との情報の共有 ・議会運営事項の協議	・災害対策会議から指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの参加 ・災害対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
【中期】 3 日) 7 日	・災害対策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理・発信 ・議会再開に向けた準備	・情報を整理し、全議員招集の有無を協議 ・議会運営の再開準備(開催場所、議案などの協議) ・災害初動対応の進捗状況の確認	・災害対策会議からの指示を踏まえて行動 ・地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの参加 ・災害対策会議からの指示に即応できる態勢の確保

【後期】 7 日 ） 1 か月程度	・災害対策会議の運営 ・議会再開に向けた準備 ・通常業務に移行	・本会議、委員会の開催準備 ・復旧工事などの確認	・災害対策会議からの指示により、議員活動に専念 ・本会議、委員会の開催 ・議決事件の審議、議決 ・復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・復興計画などの審議 ・通常の議会体制へ移行
---	---	---	---

③ 議員の参集方法

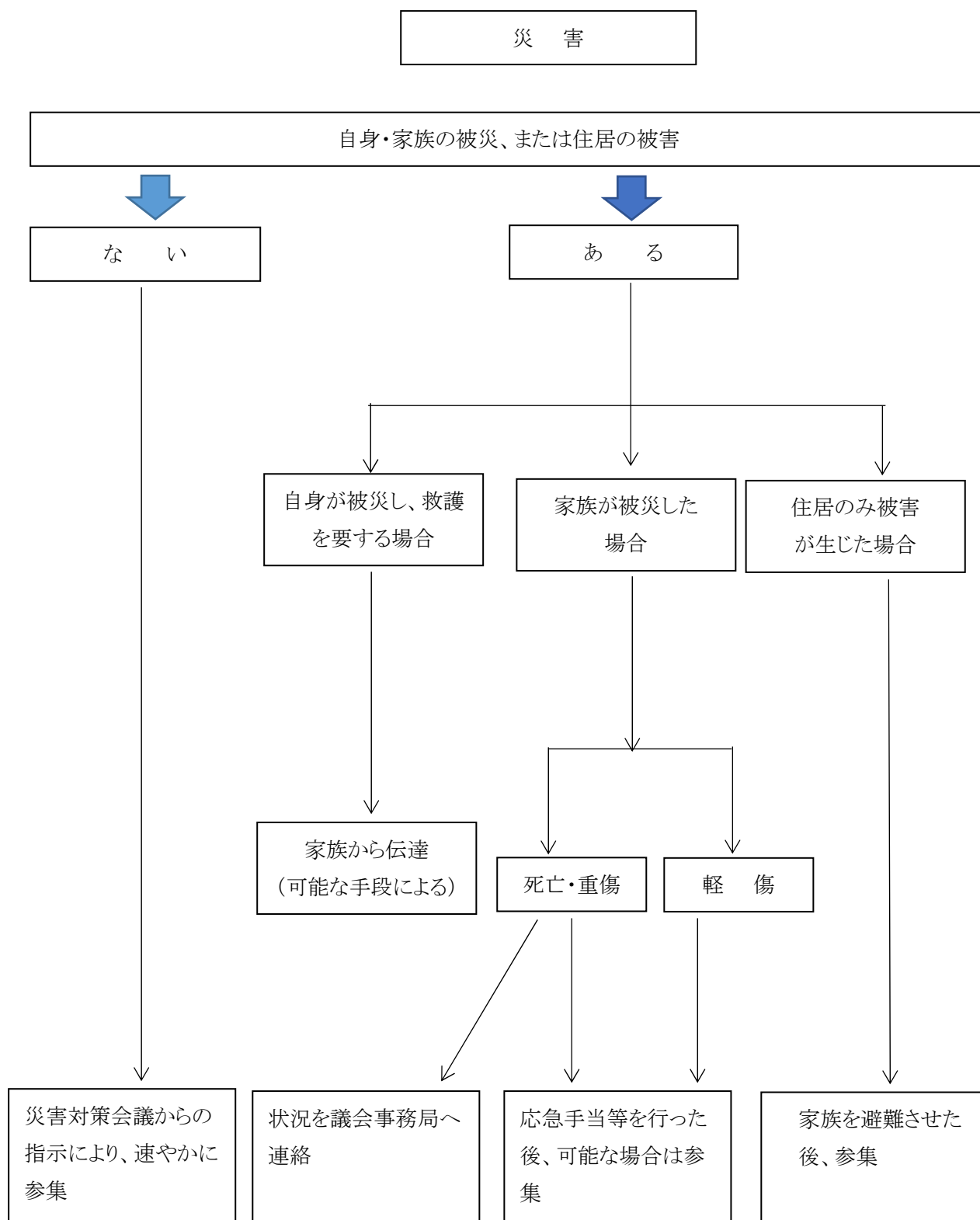
議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保したうえで、速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被災により参集ができない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には必ず、その旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保する。

災害種別		参集方法 (手段)	参集場所	服装	携帯品
地震		道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え、徒歩を含め必要な交通手段にて参集	本庁舎が被災していない場合は、第一、ないしは第二委員会室 本庁舎が被災した場合は、災害対策会議が指示する代替施設・場所（通信環境が得られる場合は、オンライン会議も可能）	作業服、ヘルメットを基本に、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策が必要	携帯電話、タブレット端末、筆記用具、軍手、マスク 飲料水 3日分の食料及び着替えについては自主判断に委ねる
風水害	全域	同上	同上	同上	同上
	局地	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通手段にて参集	同上	同上	同上
その他		同上	同上	同上	同上

※参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

参集時の判断基準



議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め、情報を共有しておくことが必要。

8. 議会BCPを効果的・効率的に運用するための環境整備

(1) 通信手段の確保

大規模災害等の発生時には、通信回路の途絶や通信規制等により、通信手段が著しく制限される場合があるため、あらかじめ複数の通信手段を準備するなど、そのとき使用可能な通信手段を確保しておく。

(2) 会議等の代替施設の確保

議会棟が使用できない場合は、執行機関側と協議を行い、必要に応じ事前に選定しておくことなど、庁舎又は市の公共施設を使用して議会の業務を継続する。

(3) 備蓄品の確保

総務省消防庁が公開している「防災マニュアル」では、災害に対する備えとして最低限3日間程度を目安とした水や食料の備蓄が必要とされているが、現在、議会では議員及び議会事務局職員を対象とした水や食料の備蓄品は準備をしてない。飯田市では職員の食料等の確保は自主的に用意することになっており、災害対応に当たる議員においても、継続的に業務に従事することができるよう、最低限の水や食料等の備蓄品を自主的に備えておくこととする。

(4) 議会防災訓練の実施

災害対応に対する意識の醸成と的確な行動を迅速に行うことができるよう、さらには議会BCPの実効性を高めるために、議会BCPの対象とする災害を想定した議員及び議会事務局職員等が参加する議会防災訓練を毎年実施する。

9. 感染症に係る業務継続の体制

(1) 感染症に係る考え方

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、感染症への対応は各都道府県で策定した指針に基づき、適切な対応をすることとされている。令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が同法上で「5類」に移行した後は、感染拡大が社会情勢に大きな影響を与えることはなくなった。

一方で新たな感染症の拡大に備えるためにも、日常的に一定の感染予防対策の必要性が説かれており、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議員の基本的な感染予防が重要になる。議員及びその家族の感染防止策や健康観察を日常的に行うことは、議会の機能維持にとっても重要である。

(2) 感染防止に係る業務継続の体制

- ・議会機能を的確に維持するため、議長は必要に応じ災害対策会議を設置し、会議の協議、決定事項等については、速やかに全議員へ周知する。
- ・議長及び副議長が共に本会議に出席できないときを想定し、地方自治法第106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任し予め決定する。
- ・災害対策会議において必要な対応策等を協議し、議会運営に関する事項については、議会運営委員会に提案する。
- ・必要に応じ災害対策会議を、情報通信機器を活用したオンライン会議により開催する。

(3) 議会・議員等の感染症対策

①議会及び議員・議会事務局職員の対応

- ・基本的な感染症予防対策を励行する。
- ・毎日検温などにより自身及び家族等の健康状況に気を付ける。
- ・議員が発熱している場合は、議会事務局へ報告し、議員活動を行わない。(本会議及び委員会へ出席しない。) また、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合も、外出をせず自宅で療養する。

②傍聴者への対応

- ・傍聴受付の際にチラシの掲示により、手洗い・咳エチケットの啓発を行うとともに、消毒液の使用を呼びかける。
- ・体調不良を感じている方は、予め傍聴を自粛頂く旨をホームページにより呼びかけるとともに、本会議や委員会のインターネット中継について周知する。

(4) 審議を継続するための環境整備（オンライン会議の活用）

感染症にあっては、人が集まることで感染リスクが高まることもあり、十分な審議を確保するうえで、技術革新が進むオンライン会議の導入に向けた条件整備や各議員の操作の習熟も必要となる。

委員会におけるオンライン会議の開催は、総務省通知により一定の対策を講じることで、開催が可能されていることから、令和4年第1回定例会から実施できるよう関係する条例や

規則等の見直しや委員会の中継の方法など、環境整備を整えるとともに、改善点が生じた場合には必要に応じて見直しを行った。

10. 議会事務局における業務継続のための業務仕分け

災害発生直後は、直ちに災害対策会議を設置するなど、議会の業務継続に取り組む必要があることから、議会事務局の業務について、優先すべき業務を予め選定する必要がある。

以下、業務の優先度の高い順に「緊急」「A」「B」「C」と示す

業務名	業務の概要	区分 (優先度)
議員の安否確認・連絡調整業務		緊急
飯田市議会災害対応指針に基づく業務	災害対策会議の設置 ほか	緊急
臨時会開催調整業務		緊急
議員の身分、人事、福利厚生、共済に関する業務のうち 死亡叙勲等緊急を要する三業務		緊急
公印管理保管業務		B
文書の収受、発送及び保管に関する業務		B
予算及びその経理に関する業務		B
議員の身分、人事、福利厚生、共済等に関する業務		B
議員の報酬、費用弁償等に関する業務		A
議長会に関する業務		C
儀式及び交際に関する業務		C
議会関係各室の管理に関する業務		B
職員の人事、服務、給与等に関する業務		A
議決証明等に関する業務		A
物品の出納保管に関する業務		B
議会乗用車の管理に関する業務		B
他の係の所管に属さない事項に関する業務		B
本会議に関する業務		A
常任委員会、特別委員会、協議会等に関する業務		A
議会において行う選挙等に関する業務		B
公聴人、参考人等に関する業務		B
議案その他付議事件に関する業務		A
議員の出欠に関する業務		A
議会日程及び諸報告に関する業務		A
請願及び陳情に課する業務		A
会議録その他会議記録の調整及び保管に関する業務		B

議会の傍聴に関する業務		B
その他議事に関する業務		B
議会、委員会等から命じられた事項の調査に関する業務		B
市政の調査及び研究に関する業務		B
各種資料の収集、整理及び発行に関する業務		B
議員の研修に関する業務		C
条例、規則等の制定及び改廃に関する業務		A
法令等の調査研究に関する業務		B
議会広報に関する業務		B
照会事項の回答に関する業務		B
議会図書室に関する業務		C
視察に関する業務		C

11. 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、当該計画を着実にレベルアップさせていく必要がある。また、防災上の重要課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを当該計画に反映させる必要があることから、その都度、議会BCP適宜改正、見直しを行う。見直しに当たっては、災害対策会議を中心に行うものとする。

また、議会BCPにおいて規定していない事項等については、必要に応じて飯田市議会災害対策会議を開催し、その都度決定する。

議員安否確認表

確認日時	月日		議員氏名	
	時間			
確認者名			議員住所	

安否状況	議員本人	被災	有 重体 重症 その他()			
			無			
	家族	被災	有 配偶者 子ども その他()			
			無			
所在地	市内	自宅 自宅外()				
	市外	場所 ()				
居宅の状況	被害	有 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他()				
		無				
参集の可否	可 否		参集可能な時期			
連絡先	議員と連絡が取れない場合は、家族の連絡先を記入					
地域の被災状況						
その他						

議員・議会事務局職員健康状態確認表

確認日時	月日		報告日時	月 日 ()		
	時間			午前・午後 時 分 送信		
確認者名			議員職員氏名			
			今朝の体温	℃		

健康状態	何時ごろから、下記の症状はありますか(今日、昨日、 日前から)					
	議員本人	健康状態	有	発熱【 ℃ 】		
			無	強いだるさ 息苦しさ その他()		
	家族	健康状態	有	配偶者 ・発熱【 ℃ 】 ・強いだるさ ・息苦しさ	子ども ・発熱【 ℃ 】 ・強いだるさ ・息苦しさ	その他() ・発熱【 ℃ 】 ・強いだるさ ・息苦しさ
			無			
	現在、自宅以外にいる方は記入ください		住 所			
電話番号						
その他	(受診状況、医師の診断、PCR検査予定など)					

※毎日の検温、手洗い、うがい、咳エチケット、換気の慣行

※不要不急の外出は控えください。

※健康状態の変化がありましたら、議会事務局までご連絡をお願いします。

電話 0265-22-4523 FAX 0265-53-8821 Email: igikai@city.iida.nagano.jp

情報収集連絡表

発信者氏名 受信日時 第 報	報 告 日 時	月 日 () 午前・午後 時 分
	議員氏名	
	連絡先	

発 生 概 況	発生場所	地区・組合					発生日時	月日		
		住所						時間		
被 害 状 況	死傷者	死者		不明		住宅	全壊		一部破壊	
		負傷者		その他			半壊		床上浸水	
									床下浸水	
応 急 対 策 の 状 況										
市 民 の 避 難 状 況										
市 民 の 要 望 等										

送信先 議会事務局／電話 0265-22-4523 FAX 0265-53-8821 Email: igikai@city.iida.nagano.jp

健康観察表(月)

氏名

日時	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
曜日							
体温							
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	29日	30日	31日
曜日			
体温	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし

- ・毎朝、自宅で体温測定と体調管理をしていただき、ご記入ください。
- ・体調面で気になることがありましたら、症状の下段にご記入ください。
- ・発熱及び風症状(咳、咽頭通、息切れ、全身倦怠感、下痢など)がみられた場合は、議会事務局(職員の場合は所属長)に速やかに報告してください。

送信先 議会事務局／電話 0265-22-4523 FAX 0265-53-8821 Email:igikai@city.iida.nagano.jp

